

| | |
|----------|--|
| 授業科目名 | 刑事処遇論 Law on the Treatment of Criminals |
| 授業科目群 | 展開・先端科目 |
| 標準学年 | 2・3年次 |
| 必修・選択の区別 | 選択 |
| 開講学期 | 後期 |
| 開講曜日・時限 | 火曜日・5時限 |
| 単位数 | 2単位 |
| 担当教員名 | 土井政和 (Doi Masakazu) |
| 授業の目的 | 犯罪動向を把握した後、刑事司法手続の各段階において、被疑者、被告人、有罪確定者さらには被害者等がいかなる法的地位にあるか、また、彼らの人権保障と刑事政策がいかなる緊張関係にあるかを検討し、福祉政策や教育政策などとの連携も考慮に入れた、あるべき解決あるいは調和の方向を主体的に修得できるよう、基礎的、応用的能力を養うことを目的とする。 |
| 履修条件 | 刑法、刑事訴訟法、少年法の履修をしていることが望ましい。目的意識と意欲を持って履修すること。 |
| 到達目標 | カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。 |
| 授業の概要 | 刑事処遇について、最広義で用いられる司法的処遇の射程をダイバージョン概念を中心に検討し、警察での捜査段階における微罪処分から更生保護までの刑事司法の全過程を加害者側、被害者側、社会の側の三者の視点から学習する。その際、刑事政策と福祉政策の連携も考慮する。中心になるのは、未決拘禁、量刑、行刑、更生保護、被害者援護の領域であるが、いずれにおいても適正手続の在り方、刑事政策と福祉政策の連携、刑事政策への市民参加の在り方などが問われることになる。 Lectures on the policies in the criminal justice system including contemporary problems on the cooperation between criminal justice and social welfare |
| 授業計画 | <p>第1回 最近の犯罪状況と刑事政策の動向 日本の犯罪状況と刑事政策について、犯罪統計、犯罪対策、犯罪統制機関の活動等を中心に検証する。 以下の文献を参考に犯罪統計、犯罪統制機関の活動、国民の犯罪不安感、犯罪報道、国の犯罪対策等について学修しておくこと。 ①浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』(特に第1章)光文社新書(2006)、②浜井浩一『実証的刑事政策論』(特に第1部)岩波書店(2011)、③課題研究「犯罪率の低下は、日本社会の何を物語るのか?」犯罪社会学研究第38号(2013)、④犯罪白書平成27年版</p> <p>第2回 司法的処遇をめぐる法的諸問題 司法的処遇の意義を明らかにし、微罪処分、起訴猶予、執行猶予、勾留と保釈、量刑などをめぐる法的諸問題を検討する。以下の文献等で予習しておくこと。 ①土井政和「未決被勾留者への社会的援助」季刊刑事弁護9号(1997)、②同「犯罪論・刑罰論と量刑」季刊刑事弁護30号(2002)、③同「日本における非拘禁的措置と社会内処遇の課題—『福祉連携型』刑事司法の在り方」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社(2012)、④同「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日的課題」犯罪社会学研究第39号(2014)、⑤浜井浩一「誰を何のために罰するのか」村井敏邦先生古稀記念論文集『人権の刑事法学』日本評論社(2011)</p> <p>第3回 刑罰論、刑罰の種類、死刑 刑罰の基礎理論及び刑罰の種類と運用状況、政策的課題について検討したのち、死刑をとりあげる。 ①土井政和「刑(9条、11条、12条、13条)」法学教室140号(1992)、②同「社会的援助としての行刑(序説)」法政研究51巻1号(1984)</p> |

第4回 自由刑

自由刑の意義、種別について論じた後、自由刑の単一化、短期自由刑の評価、不定期刑について検討する。

①土井政和「自由刑」西原春夫ほか編『刑法マテリアルズ』柏書房(1995)、②同「社会的援助としての行刑(序説)」法政研究51巻1号(1984)、③土井政和「社会復帰のための処遇」菊田幸一・海渡雄一編著『刑務所改革』日本評論社(2007)、④同「受刑者の権利保障」菊田幸一編著『社会の中の刑事司法』日本評論社(2007)

第5回 財産刑

財産刑の意義、財産刑の単一化、罰金徴収手続、延納・分納制度、日数罰金制、労役場留置とその代替刑などについて検討する。

①「特集 罰金刑の諸問題」刑法雑誌49巻1号、(2009)、②入江 猛「刑事関係 平成19.12.3、1小決 数罪が科刑上一罪の関係にある場合において、その最も重い罪の刑は懲役刑のみであるがその他の罪に罰金刑の任意的併科の定めがあるときに、最も重い罪の懲役刑にその他の罪の罰金刑を併科することの可否(最高裁判所判例解説)法曹時報62巻9号(2010)

第6回 日本型行刑の構造と特徴

広い裁量権限をもつ刑務所長と担当制を中心とする日本型行刑が受刑者の人権保障といかなる関係をもっているのか、さらには保安および処遇といかなる関係をもっているのかを検討する。

①大芝靖郎「塙の中の日本—行刑の体制と風土」犯罪と非行18号(1973)②土井政和「国際化の中の『日本型行刑』」刑法雑誌37巻1号(1997)③同「受刑者処遇法にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義56巻9号(2005)④同「『21世紀の行刑法』と行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社(2005)⑤浜井浩一『刑務所の風景』日本評論社(2006)

第7回 犯罪行為者の処遇と法的地位

自由刑の純化論を学んだのち、拘禁関係を特別権力関係論と把握するかつての見解、これを憲法の基本的人権の観点から修正した「修正された特別権力関係論」、さらにはそれをも批判して、刑事司法全体を「デュー・プロセス関係論」として把握する見解を検討しながら、受刑者の法的地位の考察方法を学ぶ。

次の判決を読んでおくこと。①大阪地裁昭和33年8月20日判決(判例時報159・6)②最高裁大法廷昭和58・6・22判決(判例時報1082・3)。

次の文献を読んでおくこと。①福田雅章「受刑者の法的地位」澤登俊雄ほか編著『新刑事政策』日本評論社(1993)②土井政和「受刑者の権利保障」菊田幸一編『社会の中の犯罪と刑事司法』日本評論社(2006)所収③同「『21世紀の行刑法』と行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社(2005)所収、④同「受刑者処遇法にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義56巻9号(2005)

第8回 受刑者の外部交通

受刑者の外部交通について、判例、立法案及び刑事被収容者処遇法を検討する。とりわけ、外部交通の理論的基礎、権利制限の根拠及び程度、外部交通の現状と今後の課題について検討する。次の判決を読んでおくこと。①14歳未満の者との面会に関する判決(最高裁三小平成3年7月9日判決、民集45巻6号1049頁)②弁護士との接見に関して国際人権規約を直接適用した判決:徳島地裁平8.3.15(判例時報1597/115)、高松高判平9.11.25(判例時報1653/117)、最一小判平12.9.7(判例時報1728.17)③親族以外の者との文通に関する判決(最高裁一小法廷平成18年3月23日判決)

第9回 受刑者の社会復帰のための処遇

処遇の基礎理論として処遇概念、自由刑純化論と社会的援助の理論について学習した後、受刑者処遇の基本原則(主体性の尊重と個別的処遇等)、刑事被収容者処遇法の矯正処遇に関する規定、とりわけ作業及び指導の現状と今後の課題について検討する。

土井政和「社会復帰のための処遇」菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革』(日本評論社、2007)所収を読んでおくこと。

第10回 懲罰及び不服申立

懲罰制度と受刑者の不服申立制度について検討する。その後、監獄法改正後の運用状況の問題点を明らかにし、今後の課題について検討する。

次の文献を読んでおくこと。

①土井政和「刑事被収容者処遇法運用上の諸問題」(前野育三先生古稀記念論文集『刑事政策の体系』法律文化社(2008)所収、②菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革』日本評論社(2006)

第11回 刑務所の透明性の確保について
刑務所の透明性の確保の意義について述べ、イギリスの制度を検討したのち、刑事被收容者処遇法で導入された刑事施設視察委員会の活動状況を概観し、その制度の刑務所改革に
よっての意義について検討する。

次の文献を読んでおくこと。①村井敏邦「監獄事情改良と『市民性』—NGOの役割—」海渡雄
一編『監獄と人権』(1995)所収、②土井政和「イギリスにおける刑務所の透明性の確保につ
いて」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報No.1(2004)、③同「刑事被收容者処遇法運
用上の諸問題」(前野育三先生古稀記念論文集『刑事政策の体系』法律文化社(2008)所収。

第12回 受刑者の仮釈放と適正手続

仮釈放の意義と手続、受刑者の仮釈放申請権の理論的根拠を検討したのち、仮釈放不相当
判断に対する不服申立てを題材にして仮釈放における適正手続の在り方について議論する。また、
仮釈放制度に対する残刑期間主義と考試期間主義の対立とその背景及びその妥当性につ
いて検討する。合わせて、刑の執行の一部猶予についても検討する。以下の文献を読んで
おくこと。①土井政和「仮釈放と適正手続—受刑者の仮釈放申請権と不服申立てを中心に
—」犯罪と非行108号(1996)、②武内謙治「仮釈放制度の『法律化』と『社会化』」刑事立法研
究会『21世紀の刑事施設:グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社(2003)所収、
③齊藤司「仮釈放の現状と課題」刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社(2004)
所収、④松本勝「被害者感情調査と仮釈放審理について」矯正講座25号(2004)、⑤太田達也
『刑の一部執行猶予』(2014)、⑥「特集 刑の執行の一部猶予制度導入の動き」刑事法
ジャーナル23号(2010)、⑦森久智江「刑の一部執行猶予に関する一考察」立命館法学345・
346(2013)

第13回 更生保護と社会内刑罰

更生保護法の立法経緯をたどった後、更生保護法の基本的性格、内容、問題点などを検討
し、あるべき更生保護法とは何かを探る。執行猶予及び仮釈放取消手続とその問題点につ
いて検討する。次の文献を読んでおくこと。①更生保護のあり方を考える有識者会議報告書「更
生保護制度改革の提言」(2006年6月27日)、②刑事立法研究会『更生保護制度改革のゆく
え』現代人文社(2007)、③同『非拘禁的措置と社会内処遇の課題』現代人文社(2012)

次に、社会奉仕命令及び電子監視を保護観察の遵守事項あるいは新しい刑罰と位置付ける
国際的動向を見た後、それらを日本に導入することの是非について検討する。

以下の文献を読んでおくこと。①甘利航司「電子監視と社会奉仕命令」刑事立法研究会『更
生保護制度改革のゆくえ』(現代人文社、2007)、②同「性犯罪者に対するサンクション」国学院
法学51巻4号(2014)、③藤本哲也「社会内処遇から社会内制裁へ」『刑事法学の現代的展開
(下)・八木国之先生古稀祝賀論文集』(1992)、④染田恵『犯罪者の社会内処遇の探求』
(2006)、⑤瀬川晃「社会内処遇の過去と未来」犯罪と非行100号(1994)

第14回 触法精神障害者の処遇

刑法における責任能力判断の構造と問題点、措置入院制度と医療刑務所の在り方などにつ
いて検討した後、心神喪失者医療観察法を分析し、触法精神障害者の処遇の在り方につ
いて考える。以下の文献等を参考に心神喪失者の諸問題について考えておくこと。①町野朔
『精神医療と心神喪失者等医療観察法』ジュリスト増刊(2004)、②日弁連『Q&A心神喪失者
等医療観察法解説』三省堂(2005)、③「刑事政策研究会 精神障害者による犯罪」論求ジュ
リスト2012.3号

第15回 修復的司法

現在国際的に注目され、実施されているリストラティブ・ジャスティスを刑事司法と比較し、ま
た、実施上の問題点を把握したのち、わが国における導入可能性について検討する。特に、
少年司法、行刑、更生保護の領域での実現可能性と限界を法的、政策的に検討する。

以下の文献等により、修復的司法について考えておくこと。①アミティを学ぶ会『アミティ脱暴
力への挑戦』日本評論社、②藤岡淳子編著『被害者と加害者の対話による回復を求めて』誠
信書房(2005)、③ハワード・ゼア『修復的司法とは何か—応報から関係修復へ』新泉社
(2003)、④コンセディーン・前野ほか訳『修復的司法—現代的課題と実践』関西学院大学出版
会(2001)

ノルウェーの刑事政策に関するDVDを視聴して、刑事政策の将来像について議論する。

授業の進め方

- ①予習を前提とし質疑を取り入れながら講義を行う。
- ②視聴覚教材(ビデオ等)もできる限り利用する。

| | |
|------------|---|
| 教科書及び参考図書等 | <p>教科書は特に指定しないが、次の文献を読んでおくことが望ましい。</p> <p>① 澤登俊雄ほか『新・刑事政策』日本評論社(1993)</p> <p>② 浜井浩一『実証的刑事政策論』岩波書店(2011)</p> <p>参考文献として以下のものをあげておくので随時参照すること。</p> <p>① 刑事立法研究会『21世紀の刑事施設:グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社(2003)</p> <p>② 刑事立法研究会『刑務所改革のゆくえ』現代人文社(2005)</p> <p>③ 刑事立法研究会『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』現代人文社(2005)</p> <p>④ 刑事立法研究会『更生保護制度改革のゆくえ』現代人文社(2007)</p> <p>⑤ 刑事立法研究会『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社(2012)</p> <p>⑥ 浜井浩一『刑務所の風景』日本評論社(2006)</p> <p>⑦ 浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』光文社新書(2006)</p> |
| 試験・成績評価等 | <p>定期試験(60%)、レポート(小テストを含む、30%)、質疑応答点(10点)の総合評価とする。但し、受講者の数によっては、定期試験に代えて、レポート(小テストを含む)にて評価する。いずれにするかは、最初の講義時に決定する。質疑応答点は、授業中の質疑応答を中心として評価する。</p> |
| 事前学習 | <p>シラバス記載の参考文献を読んでおくこと。</p> |
| 課題レポート等 | <p>3回程度レポートの提出を求める。</p> |
| オフィスアワー | <p>授業終了後に質問を受け付ける。それ以外の時間帯については、メールで連絡すること</p> |
| その他 | |